

「青森県・おいらせ町」連携融資制度

おいらせ町では、青森県が実施する特別保証融資制度の利用者を対象に、信用保証料の補給を行います。

◆1. おいらせ町内で創業する方

- ◎対象者 青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱2(1)②に該当する方のうち、新たに事業を開始しようとする方又は事業を開始して3年に満たない方で、次の①と②のいずれにも該当する方。
①町内に住所がある又は主な事業所がある方
②町税等の滞納がないこと
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内
- ◎補助対象期間 10年以内（据え置き1年以内）
- ◎補助内容 県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補助
(予算の範囲内での補助ですので、年度途中で取扱いできなくなる場合があります。)

◆2. 空き店舗で開業する方

- ◎対象者 青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱2(2)に該当する方のうち、町内の商店街等の空き店舗において新たに事業を開始する方で、次の①～③のいずれにも該当する方。
①町内に住所がある又は主な事業所がある方
②町税等の滞納がないこと
③地域商店街等活性化への取組として町の認定を受けた方
(町内での移転は対象外となります。)
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内
- ◎補助対象期間 10年以内（据え置き1年以内）
- ◎補助内容 信用保証料の全額補助
(予算の範囲内での補助ですので、年度途中で取扱いできなくなる場合があります。)

◆3. 事業活動に必要な資金を調達したい方

- ◎対象者 青森県事業活動応援資金特別保証融資制度要綱2(1)に該当する方のうち、町内に住所がある又は主な事業所があり、1年以上同一事業を営んでおり町税等の滞納がない方。
- ◎補助対象融資額 2,000万円以内
- ◎補助対象期間 10年以内（据え置き1年以内）
- ◎補助内容 信用保証料の2分の1の金額を補助（小数点以下切り捨て）
※一事業者及び同族事業者の同一年度内上限額を15万円とします。
(予算の範囲内での補助ですので、年度途中で取扱いできなくなる場合があります。)

◆4. 県が指定する災害等により経営の安定に支障を生じている方

◎対象者	青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱2(3)に該当する方のうち、次の①、②のいずれにも該当する方。 ①町内に住所がある又は主な事業所がある方 ②町税等の滞納がないこと
◎補助対象融資額	1,000万円以内
◎補助対象期間	10年以内(据え置き2年以内)
◎補助内容	信用保証料を70%補助 ※県要綱2(3)①「令和7年青森県東方沖を震源とする地震による災害」を利用する場合は、県による信用保証料の50%補給後の信用保証料を全額補助 (予算の範囲内での補助ですので、年度途中で取扱いできなくなる場合があります。)

◆5. 既往借入金の返済資金を調達したい方(借換制度)

◎対象者	青森県経営力強化借換資金特別保証融資制度要綱2に該当する方のうち、町内に住所がある又は主な事業所があり、1年以上同一事業を営んでいる方で、町税等の滞納がない方。
◎補助対象融資額	1,000万円以内
◎補助対象期間	10年以内(据え置き1年以内)
◎補助内容	信用保証料の2分の1の金額を補助(小数点以下切り捨て) ※一事業者及び同族事業者の同一年度内上限額を15万円とします。 (予算の範囲内での補助ですので、年度途中で取扱いできなくなる場合があります。)

お申込みは、おいらせ町内の取扱金融機関へ

(※) 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関(順不同)

青森みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、
みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、
商工組合中央金庫、東日本信用漁業協同組合連合会

【お問い合わせ先】

○信用保証料補助に関すること	おいらせ町商工観光課 電話 0178-56-4703 (直通)
○青森県特別保証融資制度に関すること	青森県経済産業政策課 電話 017-734-9368 (直通)

<連携融資制度に関するQ&A>

「1. おいらせ町内で創業する方」、「2. 空き店舗で開業する方」について

Q1. 融資額が1,000万円を超える場合または融資期間が10年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか?

A1. 信用保証料の補助対象となる融資は「融資額1,000万円以内かつ融資期間10年(うち据置期間1年以内)」に限られます。

ただし、例えば、融資額1,500万円(融資期間10年)を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる1,000万円の融資と補助対象外の500万円の融資の2口に分けることで、当該1,000万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

Q2. おいらせ町内に主な事業所がありますが、町外の事業所の事業資金に対する融資について、信用保証料の補助を受けることはできますか？

A2. 青森県「青森新時代」への架け橋資金を活用する場合、信用保証料の対象となる融資は、町内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。本社の登記（個人の場合は住所）がおいらせ町にあっても、町外の事業所に係る経費は対象なりません。

「3. 事業活動に必要な資金を調達したい方」について

Q3. 希望融資額が2,000万円を超える場合または融資期間が10年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A3. 信用保証料の補助対象となる融資は「融資額2,000万円以内かつ融資期間10年（うち据置期間1年以内）」に限られます。

ただし、例えば、融資額3,000万円（融資期間10年）を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる2,000万円の融資と補助対象外の1,000万円の融資の2口に分けることで、当該2,000万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

Q4. おいらせ町内に主な事業所がありますが、町外の事業所の事業資金に対する融資について、信用保証料の補助を受けることはできますか？

A4. 青森県事業活動応援資金を活用する場合、本社の住所をおいらせ町内に置く、又は法人登記している場合、信用保証料の補助対象となります。

「4. 県が指定する災害等により経営の安定に支障が生じている方」について

Q5. おいらせ町内に主な事業所がありますが、町外の事業所の事業資金に対する融資について、信用保証料の補助を受けることはできますか？

A5. 青森県経営安定サポート資金を活用する場合、信用保証料の対象となる融資は、町内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。本社の登記（個人の場合は住所）がおいらせ町にあっても、町外の事業所に係る経費は対象なりません。

県要綱2(3)①「令和7年青森県東方沖を震源とする地震による災害」を利用する場合は、本社の登記（個人の場合は住所）がおいらせ町にあれば、県内の事業に係る経費も対象となります。

「5. 既往借入金の返済資金を調達したい方」について

Q6. 希望融資額が1,000万円を超える場合または融資期間が10年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A6. 信用保証料の補助対象となる融資は「融資額1,000万円以内かつ融資期間10年（うち据置期間1年以内）」に限られます。

「1.」「2.」「3.」「4.」「5.」の共通事項

Q7. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A7. 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。

なお、お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料の補給対象者であることを確認できる書類（町税納付を証明する書類や法人の登記事項証明書など）が必要となりますので、事前にお電話等でご確認ください。